

か一を犯したるものは、警察署長の見込に依りて、二十圓以下の科料に處せられるのです。故に本條の各項の行爲に對しては、拘留處分に處せられる事は無い、盡とく二十圓以下の科料に處せられるのである。

一、許可なくして人の死屍、又は死體を解剖し、又は此が保存をするもの。

此は其筋へ届け出て許を得て、人の死骸を解剖したり、又は埋葬せずして其の死骸を或る方法を以て保存せし者は、本條に依つて處分されるのである、ところで本項の規定は、強ち人の死骸にのみ限つて譯ではない、牛馬の如き動物でも左様ですから、能く心得られたいのである。

二、公衆の目に觸るべき場處に於て、袒裼、裸裎又は臀部股部を現はし其の他醜態をなしたるもの。

此は最も多く犯し易き行爲である、人の目に觸れる場處に於て、肌を脱ひたり、裸体に爲つたり、膝より上の部を現はしたりした時には、凡て本條に依つて罰される、又

た飯し肌脱や裸体に成らずとも、人の見て醜と感するが如き体裁をなしたる時は同く本條に依つて罰しられるのである、併しながら多くの人の目に觸れぬ場處、饭令ば屋内とか、山の中とかで、右様の体裁をしてた時は、此の限りではないのである。

三、街路に於て、糞尿を爲し、又は爲さしめたるもの。

此は往來へ大小便をした者か、又は爲さしめた者も、本條に依つて處分されるのである、其故に子供を伴れてる者が、往來で其の子供に大小便を爲せた時には、其の伴れてる者も處分されるのである。

四、猥りに銃砲の發射をなし、又は火薬其の他劇發すべきものを弄そびたるもの。

此は處きらはず、無暗に鐵砲を發射たり、又は火薬その他の種々なはせる物を、戯むれに弄んだりした時には、本條に照して罰せられるのである、此は此上もなき險呑なる事であるからである。

五、家屋その他建造物、若くは引火し易き近傍、又は山野に於て猥

りに火を焚くもの。

此は不用と爲つて取り毀ちたる建物の残や、又た近傍に火のつきやすき物がある、其れにも構はすに、焚火をしたり、又は山や野で無暗に大火を焚いたりした時には、何れも本條に依りて處罰されるのである。

六、石灰其他自然發火の虞あるものゝ取扱ひを忽かせにしたるもの。

此れは火を自然と發し易き虞のある品物がある、即ち石灰の如きは雨にかゝつたりすると、得て燃え出す、又は觸れ合て火を發する虞のあるもの、仮令は火薬とか揮發油の類です、此れ等の品物を藏し置きたりするに、其々相當の注意をして、發火の虞を防ぐべき手段を取らなんだ時には、本條の規定に依つて處分されるのである。

七、開業の醫師産婆の、故なく病者又は姪婦、產婦の招きに應ぜざるもの。

此れは醫師産婆をしてゐる者が、相當の理由あれば兎も角も、自分の勝手で病家

八、故なく官公署の召喚に應ぜざるもの。

此れは官廳又は市町村役場、その他の役所などより、出頭せいと云ふ呼び出しに接したる時に、實に其の業務として、不親切千萬なるより、此の場合には本條に従がつて處分されるのである。

九、炮煮、洗滌、剥皮等を要せず、其の儘食用に供する飲食物に、
覆蓋を設けず店頭に陳列するもの。

此れは駄菓子店などの取締りである、即ち炮たり煮たり洗つたり、又は皮を剥きてからでなくば食べる事の出來ぬ物は格別ですけれども、其のまゝにて直に食べられる、凡ての食物を賣るには、必ず相當の蓋をせねば成らぬ、然るに其の蓋を爲さずして、店頭へ列べて置きたる者は、本條の規定に依つて處分されるのである。

十、猥りに禽獸の死屍、又は汚穢物を擲棄し、又は此が取除の義務を怠りたるもの。

これは犬猫鳥などの死骸を處さらず、無暗に投棄たり、又は其の棄てあるものを取り片附ける様に、注意されたるにも拘はらず、其を取り除る義務を怠たつて、爲ざりし時は、本條に依つて處分されるのである。

十一、監置に係る精神病者の看護を怠り、屋外に徘徊せしめたるもの。

これは發狂者を押し込み置きて、相當の看病と其の見張とを爲すべき者が、其の注意を怠つて、發狂者を戸外へ出さしめたる者は、本條に依つて處分されまする、其は云ふまでもなく、精神病者が無暗に飛び出して、暴れ廻つた時には、如何なる騒動を起すやも知れぬ、其故に其の監督と看護とは、取り忘たらぬ様にせねば成らぬ筈のものであるからである。

十二、猥りに犬其の他の獸類を唆し、逃走狂逸せしめたるもの。

これは犬などに所謂るけしをかけて、人に吠へつかせたり、走り廻させたりした者は、本條に依つて處分されるのである、悪戯者は面白がつて犬にけしをかけて、狂ひ廻させるが甚だ良いことである。

十三、狂犬、猛獸等の繫鎖を怠り、逸走せしめたるもの。

これは病犬や、其の他狼狐などの如き、猛き獸類は必らず之を嚴重に繫ぎて、他處へ行くことの成ざる様に爲し置かねば成らぬ筈のものです、然る不注意よりして、其の繫ぎ方が悪くして、其のが爲に逃走せしめた者は、本條に依つて罰せられるのである。

十四、公衆の目に觸るべき場所に於て、牛馬其他の動物を虐待したもの。

これは往來などの大勢の人の目の前にて、牛馬や其他の家畜類をむごたらしい目に合したる時は、本條に依つて處分される、然らば云ふ事を利かぬより、ビシビシと打ひた位のことで、左様かと云ふに、打ひた位では罰せられない、むごたらしい目と云ふは、此れ以上の不懲な取扱ひを爲したる場合であるから、其程度は官吏の見込にあ

るのである。

十五、猥りに他人の家屋、其の他工作物を汚漬し、若くは此に貼紙を爲し、又は他人の標札、招牌を取り、貸家札其の他榜標の類を汚漬し、若くは撤去したるもの。

此は人家か工作に用ゆる物などを汚漬す、假令は堤や外に置ひてある材木や、車などへ落書きしたり、其の他悪戯に泥などを附けてみたり、或ひは廣告などを記したる貼紙を、承諾なしに貼り付けたり、又は表札や看板などを取り除けてみたり、或ひは貸家札や、廣告札の如き物に、面白半分に泥や墨などを附けて汚したり、又は其等の物を取り除けたりした者は、本條に依つて處分される、一例を示めせば田舎の若衆連などが、酒氣に乗じて面白半分に、路傍に建つてある里程表や、又は何某所有地とか、借用地とかと云ふ様な、文句の認めてある棒杭などを、引き抜くことなどがある、此の場合には容赦なく二十圓以下の科料に處せられるのである。

十六、橋梁、又は堤防を損壊するの虞ある場所に於て、筏を繋ぎた

るもの。

此は筏を橋杭に繋ぎたり、又は堤防を損じいためる恐れのある場所、假令は堤防の下に打ち込である棒杭などに、筏を無暗に繋ぎたる時には、本條に依つて處分されるのである。

十七、道路なき他人の田園を通行し、又は此の處に牛馬諸車を曳き入れたるもの。

此は他人の所有たる田畠内を、無暗に通行したり、又は他人の有物なる田畠内へ、牛馬を伴れて入つたり、車を曳き込みたりした者は、矢張本條に依つて處分されるのである、田舎へ行くと隨分、此の種の罰則を犯す手合がある、此は田畠を荒し作物を害するからである。

第四條 本令に規定したる違犯行爲を教唆し、又は幫助したる者は、各本條に照し之を罰す、但し情狀に依り、其の

刑を免除することを得

本條は前に示めた種々の悪き行狀をば、爲せよ爲せよと云ふて煽動し、おだてたる者と、其の悪き行狀を爲さんとするのを助けて、容易ならしめたる者とを罰する規定で、此れ等の者は直接に其の悪き行狀を爲した譯ではないけれども、併し心は一つと云ふても可いのであるから、左てこそ悪き行狀を直接に爲したる者と同様に、相當の罰を受けて處分されるのである、併しながら取調べの上へ、其の事情が十分に酌量してやるべき、理由のあつた場合には、其の刑罰を勘忍される事もあるのである。

以上が改正に成りたる警察犯處罰令である、何しろ拘留は三十日以下、科料は二十圓以下と云ふ規定だから、其の行り方の如何と、警察署長の見込とに依つて、或は一日の拘留、又は五十錢の科料で済む場合もあらふ、又た三十日の拘留を命ぜられる事もあらふ、又た二十圓の科料を仰せ付けられたる場合もあらふが、先づ重き方に處せられねば成らぬ者と得心して、本例に觸れぬやう各自心に銘じて、慎まるることこそ望ましけれ。

尙ほ注意までに記るさむに、科料を申し付られたら、十日以内に之を納めるが可い、若しる事に成つてゐる。

改警察犯處罰令註解 終

明治四十二年十一月一日印刷

明治四十二年十一月十五日發行

著作者 法律專攻會

複製

柏原奎

文堂發

行之證

發行者

大阪府平民

柏原政次郎

新七

大阪市西區北堀江下通二丁目二番地

大阪府平民

南谷

新七

印刷者

大阪市西區北堀江下通二丁目六番地

柏原奎文堂

不許

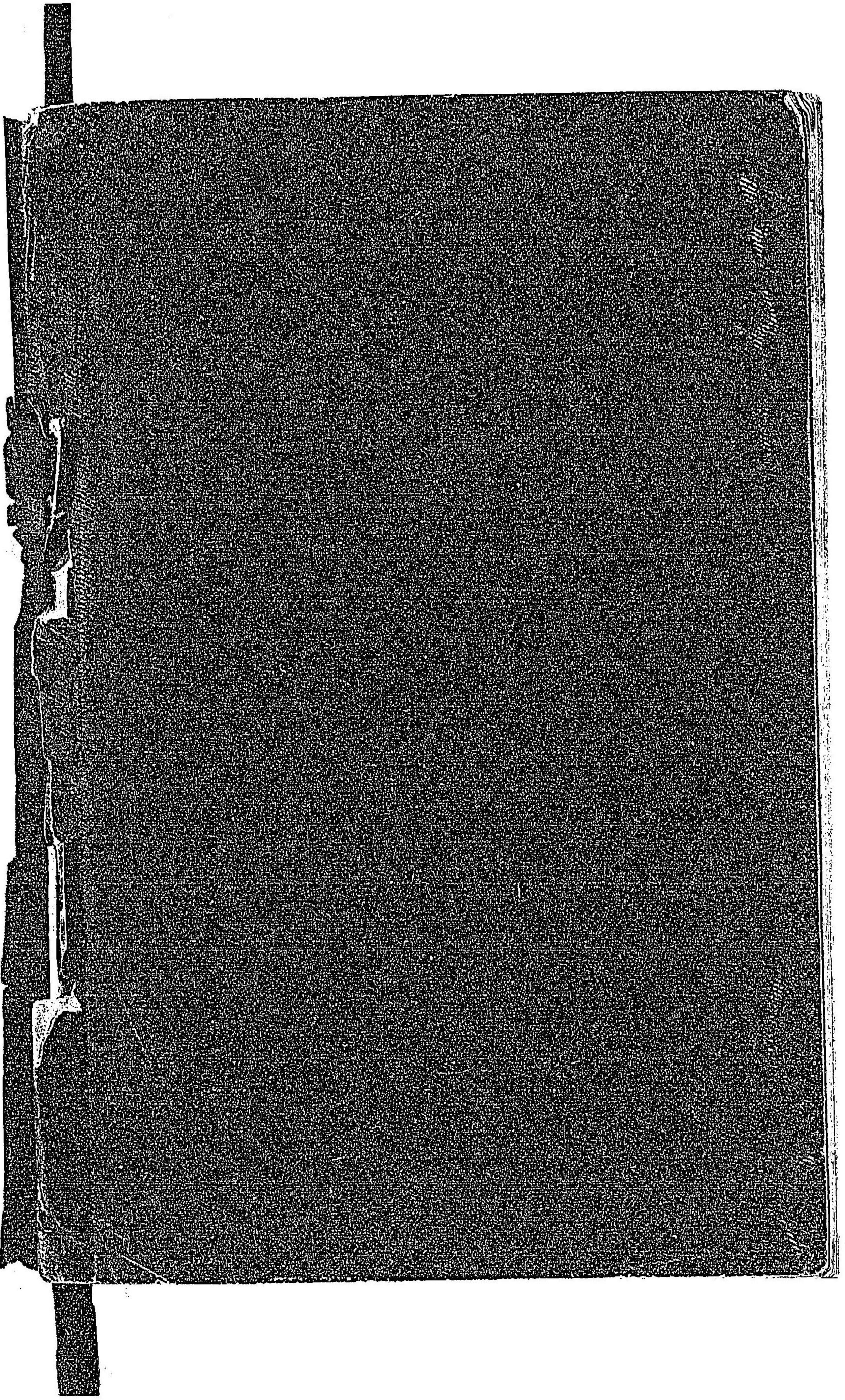


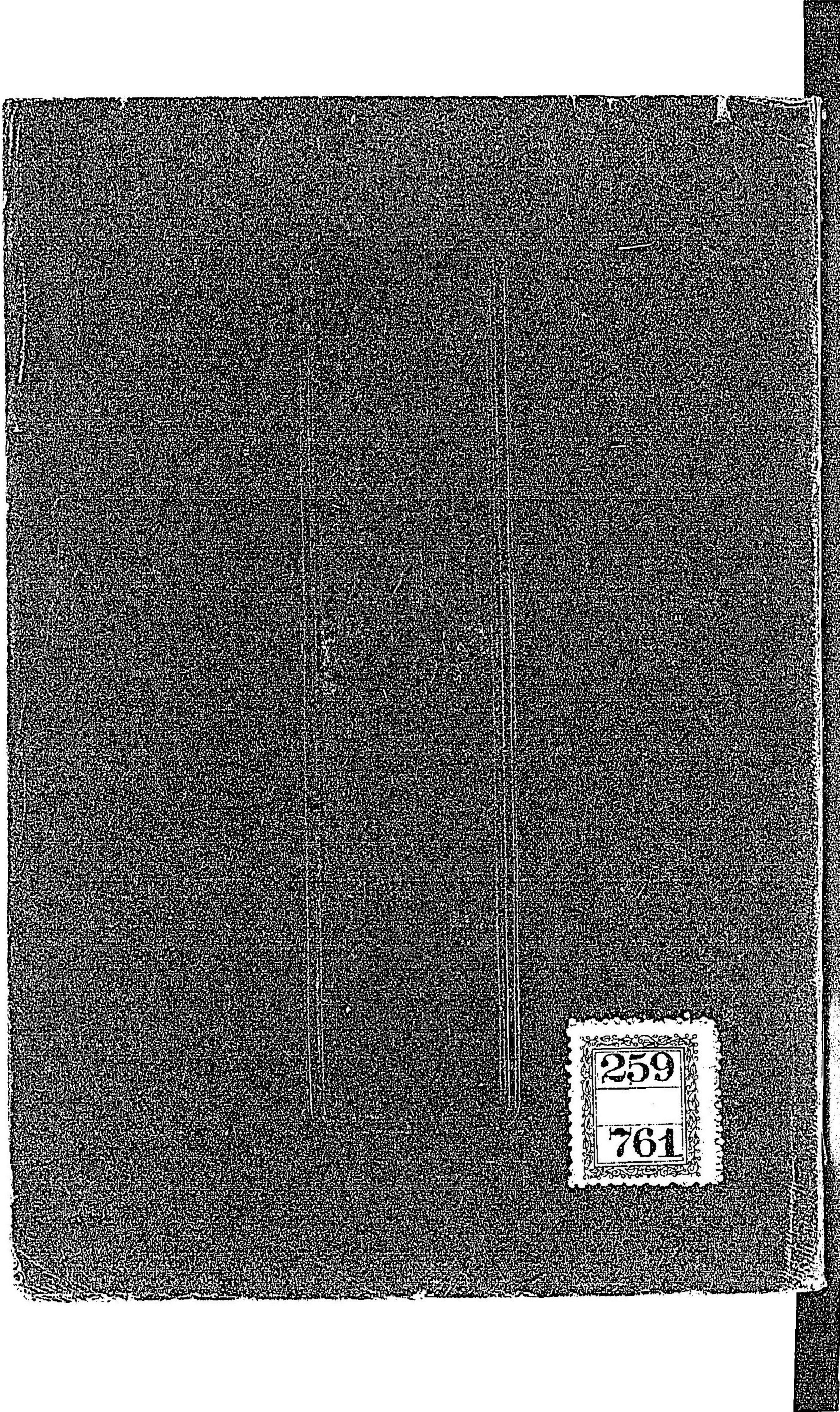
西區大阪市御池橋西詰南入

大賣捌 柏原奎文堂

259

761





036050-000-3

特14-219

新刊法註角罕（改正）

法律專攻会／著

M42

B B P - 0678



